

全国家庭福祉施策担当係長会議資料

〔措置費係説明資料①〕

【目 次】

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 社会的養護体制の拡充について | 1 |
| 児童福祉施設等におけるケアの充実について | |
| 2. 児童福祉施設等の運営について | 2 |
| (1) 児童入所施設措置費等加算事業の取扱いについて | |
| (2) 当初交付申請の留意点について | |
| (3) 医療費の取扱いについて | |
| (4) 事業実績報告書の記載に当たっての留意点について | |
| (5) 予算基礎資料について | |

【通知案】

- | | |
|--|---|
| 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」
の一部改正新旧対照表(案) | 5 |
|--|---|

平成22年3月17日(水)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 社会的養護体制の拡充について

児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着形成に問題のあった子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、施設におけるケア形態の小規模化を図るため、小規模グループケアの拡充を進めており、本年1月29日に閣議決定された子ども・子育てビジョンでは平成26年度までに800か所(H20年度446か所)を計画的に整備することとされ、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設は同様に300か所(H20年度171か所)を整備することとされた。

さらに、平成22年度予算案においては、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員(非常勤)を配置するとともに、1本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件をもって緩和(1施設あたり3か所まで)することとしており、これらを活用してケア形態の小規模化の一層の推進に努めていただきたい。

② 家庭支援専門相談員・個別対応職員等の拡充

ケア担当職員については、これまでも積極的にその拡充に取り組んでいただいているところであるが、平成22年度予算案においては、乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることを踏まえ、被虐待児個別対応職員の配置を拡充するため、対象児童の要件緩和を行い、さらに乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置を拡充するため、対象対象となる定員規模の緩和を行うこととした。

さらに、児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアを行う看護師の配置を拡充するため、対象児童の要件緩和を行ったところであり、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。

2. 児童福祉施設等の運営について

(1) 児童入所施設措置費の加算事業の取扱いについて

① 事務費について

事務費については、近年の児童虐待の顕在化や社会経済情勢の急激な変化等児童を取り巻く環境が一段と厳しさを増している中、児童に対する適切なケアが提供できるよう、平成22年度予算案において、被虐待児個別対応職員及び家庭支援専門相談員（非常勤）の乳児院への配置や児童養護施設への看護師の配置の拡充、さらに、小規模グループケアの推進等を図ることとしているので、地方自治体におかれては、これらの事業の重要性について関係各課と検討していただき積極的な予算措置を図り、一層の社会的養護を必要とする児童への理解と取組をお願いしたい。

② 事業費について

事業費については、今般の社会経済情勢の変化に応じて、適宜、その経費の費目を拡充してきたところである。これらの中でも、特に実費を支弁している費目は、地域の実情や児童の状況に応じ、不利益の生じることがないように実費支弁としているところであり、無条件に支弁することを前提としているものでないことは言うまでもないところである。地方自治体におかれては、その支弁にあたり、施設等に支出の目的や必要性を十分確認するなど適正な運用の徹底を図られたい。

(2) 当初交付申請の留意点について

母子生活支援施設あるいは助産施設を設置していない市において、年度当初に入所世帯又は入所妊産婦が全く見込めないことから、当初交付申請を行わなかったところ、年度途中で母子保護ないし助産の実施が行われたことにより交付申請を行う必要がある場合は、年度途中で都道府県や他の市が変更交付申請を行うタイミングで、当該市についての当初交付申請を行うようご協力をお願いしたい。

(3) 医療費の取扱いについて

医療費については、昭和57年5月25日児企第18号通知「緊急を要する時等やむを得ずタクシーを利用した場合」など、例外的に医療費の実費支弁として認めてきたところであるが、医療費の支弁にあたっては交付要綱の規定を遵守し、その必要性を十分審査するとともに管内施設に対して、適正な請求がなされるよう監査の項目に加えるなど指導の徹底を図られたい。

(4) 事業実績報告書の記載に当たっての留意点について

事業実績報告書については、提出後に単純な計算誤りなどによる差し替えが非常に多いので、そのようなことがないように十分に担当部署内で精査・確認の上、ご提出願いたい。

(5) 予算基礎資料について

毎年度、提出頂いている施設数や人員等のデータについては、予算編成の基礎資料として非常に重要なものであるため、引き続き、提出についてご協力を賜りたい。

なお、様式は別途、送付する予定である。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措</p>

改正後	現行
<p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省令}第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。 ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省令}第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。 ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</p>

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>18/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第<u>1</u>の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>15/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(4) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(5) 「<u>8/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(6) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(7) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>六級地</u>とされている地域及び<u>長岡京市</u>とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p>	<p>の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>17/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）<u>附則別表</u>（以下「<u>附則別表</u>」という。）第<u>2</u>の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>11/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>7/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(10) 「<u>5/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び<u>伊勢原市、神奈川県寒川町</u>とする。</p> <p>(11) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び<u>長岡京市、広島県府中町</u>とする。</p> <p>(12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。</p>

改正後	現行
6 略	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、
7 略	学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
8 略	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
9 略	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。
10 略	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
11 略	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
12 略	11 「児童自立生活援助事業所」とは、法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。（以下「自立援助ホーム」という。）
	12 「小規模住居型児童養育事業所」とは、法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。（以下「ファミリーホーム」という。）

改正後	現行																													
<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 国庫負担の基本額 この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>2 負担額及び負担区分 国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。 なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1153 804 2136 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th rowspan="2">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">母子生活支援施設及び助産施設の措置費等</td> <td rowspan="2">市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>市町村立施設及び私立施設</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>都道府県立施設</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の施設 里親の措置費等</td> <td rowspan="2">都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td>都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>児童相談所（一時保護施設）</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 国庫負担金の概算払 国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。</p> <p>4 国庫負担金の返還 国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2	都道府県立施設		1/2	1/2	その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2
経費の種別	措置等主体の区分				児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分																								
		市町村	都道府県	国																										
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2																									
		都道府県立施設		1/2	1/2																									
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2																									
		児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2																									

改正後	現行
<p>第3 略</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

現行

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

改正後			現行		
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (27) 事務用採暖費加算分保護単価	7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (26) 事務用採暖費加算分保護単価
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年 7 月 16 日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）	9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年 7 月 16 日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年 4 月 5 日法律第73号）第 2 条第 2 項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (28) 除雪費加算分保護単価	10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年 4 月 5 日法律第73号）第 2 条第 2 項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (27) 除雪費加算分保護単価
11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年 7 月 24 日法律第61号）第12条第 1 項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (29) 降灰除去費加算分保護単価	11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年 7 月 24 日法律第61号）第12条第 1 項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (28) 降灰除去費加算分保護単価

改正後	現行
(2) 略	<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家計支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家計支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>
(3) 略	<p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p>
(4) 略	<p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p>
3 略	<p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p>
4 略	<p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p>

改正後	現行
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 略</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 略</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
15 事務費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 略	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、自立援助ホーム及びファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）） 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数 算式(3) その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所	

改正後				現行			
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			イ 略 ウ 略	(1) 事務費			からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数) 算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)×支弁率 その支弁義務者の支弁すべき その月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数 算式(5) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数) イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1・2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。 算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1・2歳児又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第129号)の施行(平成16年10月28日)前の寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)第1条第1号に規定するボイラーを設置

改正後

現行

費の類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費の類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略	(1) 事務費			<p>しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー、技士免許を受けた者がかつ、ボイラー、技士1人分の雇上費と置いて算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された額。</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された額。</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p>

改正後				現行			
費目種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			コ 略 サ 略 シ 略 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 略 ソ 略	(1) 事務費			算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 コ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			タ 略 チ 略 ツ <u>その小規模グループケア実施施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</u> 算式 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 テ <u>その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</u> 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員	(1) 事務費			算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ツ <u>その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</u> 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(2) 略 (3) 略	(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次に算出した利用定員が該当する保護単価。 [[前年度の一時保護延べ入日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205]（小数点以下第1位の数値を四捨五入） イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(4) 略	(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>その施設の月額保護単価/30.4 (10円未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後

現行

略

費目の種	支弁対象児童等	経費の用途	各月の支弁額の算式
類第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2)			児童養護施設、児童自立支援施設、乳幼児院及び児童情緒障害生活支援施設において、前年度又は直近の3年度中に児童の延べ日数に基き、措置費が算式により算定された児童が、措置費の算式に基き、措置費を必要とする延児童数×1,560円(児童が乳児の場合、延児童数×1,800円)
一般生活費			児童養護施設、児童自立支援施設、乳幼児院及び児童情緒障害生活支援施設において、前年度又は直近の3年度中に児童の延べ日数に基き、措置費が算式により算定された児童が、措置費の算式に基き、措置費を必要とする延児童数×1,560円(児童が乳児の場合、延児童数×1,800円)
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×5,500円

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 点数以外の分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。	

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本保護費	イ 点数以外の分	(エ) 保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1693 475 2152 644"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	(7) 教 育 費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,100円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	略	略	略	(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	略	略	略	(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	略	略	略	(9) 見学旅行費	第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見」に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学年別	保護単価(年額)														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円														
(10) 入進学支度金	略	略	略	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学年別	保護単価(年額)														
小学校第1学年入学児童	39,500円														
中学校第1学年進学児童	46,100円														
(11) 特別育成費	略	略	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円× 高等学校第1学年入学措置児童数	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際して必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価(月額)														
国・公立高等学校	22,270円														
私立高等学校	32,970円														